

外郭団体の見直し検証手順（案）

- 1 第1回専門部会（3月28日）
重点的に検証する団体の選定

- 2 第2回専門部会（4月下旬）
重点検証団体について、県（事務局及び担当部局）からヒアリング

- 3 団体ヒアリング（4月下旬～6月上旬、団体ごとに日程設定）
団体ごとの担当委員を定め、重点検証団体からヒアリング

- 4 第3回専門部会（6月中下旬）
各団体のヒアリング結果報告
改革基本方針の修正が必要であれば修正案を検討

- 5 第4回専門部会（8月下旬）
部会報告を決定、行政機構審議会へ報告

（参考）専門部会からの報告以降の手順

- 1 行政機構審議会における審議、県への答申
- 2 県が必要な措置（改革基本方針の修正）の案を策定
- 3 修正案についてのパブリックコメント
- 4 県が必要な措置（改革基本方針の修正）を決定